

「地域密着型サービス事業者公募に関する質問書」に対する回答について

No.	質問事項	「手引き」における対象箇所	質問内容	回答内容
1	選定された後の着工について	6ページ	公募に選定された場合、選定結果受理後おおよそいつ頃から着工可能でしょうか。	着工時期について特に指定はありませんが、選定の際に運営協議会から述べられた意見等により、必要な修正を求めることがありますので、その場合には建物の建築に係る手続き(建築確認申請等)は、介護保険課との協議が終わってから行っていただくこととなります。
2	代表者について	11ページ	看護小規模多機能型居宅介護の代表者について、保健師又は看護師が代表者である場合「認知症対応型サービス事業開設者研修」は修了している必要はないと厚労省のQ&Aに示されていますが、代表者(法人理事長)が医師の場合はどのように考えればよろしいでしょうか。	秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第194条より、医師は研修を修了している必要があります。
3	近隣の町内会等の建設同意書等について	24ページ	①近隣の町内会等の建設同意書等について、新設の事業所が「同一法人が運営する既存施設を廃止して新設する場合」または「既存施設敷地内への増設」による場合においても、建設同意書は必要との解釈でよろしいでしょうか。 ②近隣の町内会等の範囲について、事業所が所在する町内会と隣接する町内会との理解でよろしいでしょうか。 ③建設同意書の様式は任意でしょうか。任意の場合、記載必須項目等があればご教示ください。	①お見込みのとおりです。 ②開設予定地が所在する町内会等を想定しております。 ③建設について同意していることがわかる、任意の様式でお願いいたします。